入札調書（総合評価落札方式）

予定価格（税抜き）	非公表
調査基準価格（税抜き）	―

1．件名　車両管理業務委託（盛岡営繕）

2．所属事務所　盛岡営繕事務所

3．入札日時　令和8年3月10日　10時00分

4．落札決定日　令和8年4月1日

執　行　員 盛岡営繕事務所　総務課
経理係長　渡邊　享子

業者名	評価点	第1回 入札価格	第2回 入札価格	評価値	摘要
日本道路興運株式会社	200	603,000		33.1674	賃上げの実施に関する評価　有 落札
大新東株式会社	130	574,000		22.6480	

※評価値の表示については評価値に「100，000」を乗じている

※上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額である。

【別紙7】

車両管理業務総合評価項目

車両管理業務委託（盛岡営繕）

	項番	評価内容	配点（R8）	評価点						採点指標	備考
1．企業の業務実績	①	業務対象県内の同種・類似業務における受注実績（業務対象県内とは、本業務の履行場所に記載のある営業が所在する県内とする）	10	同種の実績あり	類似の実績あり	なし				同種の実績があれば　１０点 類似の実績があれば　５点 なしであれば　０点	業務対象県が複数にわたる場合は、いずれかにおける実績のみで実績ありと認めることができる。
				10	5	0					
	②	令和３年度以降における東北地方整備局管内（東北６県）に所在する国又は地方公共団体との災害協定締結の有無、災害協定に基づく活動実績の有無、契約に基づく災害時の対応協力等の実績の有無	20	1件につき	なし					最大加点数は　２０点 １件につき　２点 なしであれば　０点	1．左記国又は地方公共団体との災害協定が締結されていれば、1協定を1件として評価する。 2．上記協定に基づく活動実績があれば1災害を1件として評価する。 3．協定に基づかない場合であっても、国又は地方公共団体の各発注者が発注した業務の遂行区域（発注者の事業(管理)を実施している区間(箇所)の都道府県）外で、災害応急対策に対する技術的な支援等を行うための車両管理に係る活動実績があれば、１災害を１件として評価する。なお、複数の国又は地方公共団体と車両管理業務を契約している者について、それぞれの契約において活動実績がある場合は、同じ災害関連であっても、それぞれ１件とカウントする。 4．申請の上限は10実績とし、上限を超えた場合は、当該評価項目について評価しない。
				2	0						
	③	管内発注業務において生じた事故等に基づく過去３年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の指名停止措置 （指名停止措置及び文書注意・口頭注意） （管内発注業務とは、東北地方整備局、管内の事務所、管理所及び東北道路メンテナンスセンターの発注業務とする）	0	指名停止 1件につき	文書注意 1件につき	口頭注意 1件につき	なし			なしであれば　０点 最大減点数は△40 ①指名停止：１件につき、△10点 ②文書注意：１件につき、△5点 ③口頭注意：１件につき、△3点	
				△10	△5	△3	0				
	④	管内発注業務において生じた過去1年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の受注者の責による、看過出来ない事象発生 （管内発注業務とは、東北地方整備局、管内の事務所、管理所及び東北道路メンテナンスセンターの発注業務とする）	0	1件につき	なし					なしであれば　０点 事象発生１件につき　△３点	指名停止措置(指名停止措置及び文書注意・口頭注意)に該当する事象は対象としない。
				△3	0						
	⑤	管内発注業務において生じた過去１年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の違約金対象となる履行内容の不履行。 （管内発注業務とは、東北地方整備局、管内の事務所、管理所及び東北道路メンテナンスセンターの発注業務とする）	0	△1	0					なしであれば　０点 事象発生１件につき　△１点	備考：上記③（指名停止措置及び文書注意・口頭注意）、④（看過できない事象発生）に該当する事象は対象としない。
2．適正な連絡・履行体制の確保	①	運行指示を確実に履行するための対応等 一項目：発注者から車両管理責任者（業務管理者）、車両管理責任者（業務管理者）から車両管理員への迅速な運行指示を確保するための手段等の具体の工夫 二項目：発注者から指示された時間どおりに車両を目的地まで運行するための工夫 三項目：運行の無駄を省くため、車両管理員が行う運行車両の管理方法		あり	なし						
			10	10	0					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば　10点 なしであれば　０点	＊違約金対象とする。
			10	10	0					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば　10点 なしであれば　０点	
			10	10	0					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば　10点 なしであれば　０点	
	②	車両管理責任者（業務管理者）の専任性（手持ち業務量）	10	10台以下	11台以上20台以下	21台以上				10台以下　１０点 11台以上20台以下　５点 21台以上　０点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	令和８年度応札予定の担当業務における常に運行体制をとるべき台数で判断する。 ＊違約金対象とする。
				10	5	0					
	③	事故発生時に発注者への迅速な報告、及び適切な処理をするため、それらを定めた規則等による具体の内容	5	規則等あり	規則等なし					具体的かつ有用な 規則等があれば　５点 規則等がなしであれば　０点	
				5	0						
	④	災害時、緊急時及び大規模災害時の対応等 一項目：災害時・緊急時における迅速な体制確保のための、参集時間の短縮、車両管理員の交代及び増員体制とその実現可能性を担保するための具体的な措置 二項目：大規模災害時に連絡が取れない場合であっても参集し、業務を継続する工夫 三項目：大規模災害等により、燃料の確保が困難な場合であっても、業務を継続する工夫		あり	なし						
			15	15	0					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば　15点 なしであれば　０点	
			15	15	0					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば　15点 なしであれば　０点	＊違約金対象とする。

【別紙7】

車両管理業務総合評価項目

車両管理業務委託（盛岡営繕）

	項番	評価内容	配点（R8）	評価点						採点指標	備考
			15	15	0					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば　15点 なしであれば　0点	
	⑤	コンプライアンス（発注者が仕様書で求める秘密の保持及び法令遵守）について、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫	5	工夫あり 5	工夫なし 0					提案内容に 工夫があれば　5点 なしであれば　0点	＊違約金対象とする。
	⑥	車両管理責任者（業務管理者）及び車両管理員等の健康状態を定期的に把握し、業務に反映させる規則等の制定、及び社員の兼業を禁止している規則の制定	10	両方あり 10	いずれか一方のみ 5	なし 0				健康管理に関する規則、兼業禁止規定の両方があれば　10点 いずれか一方のみであれば　5点 どちらもなしであれば　0点	
	⑦	車両管理員への教育・研修等の年間計画回数（研修内容は以下の全ての内容を網羅していることで1回とする） ■発注者の業務に関する知識等を確保するための車両管理員への教育・研修 ■業務の円滑な遂行のための車両管理員へのマナー教育・研修 ■運行区域の道路状況・主要関係施設等の地理的知識を確保するための車両管理員への教育・研修 ■安全な運行のための知識・技能の教育・研修 ■事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修 ■守秘義務に関する教育・研修	5	5回以上 5	4回 0					教育・研修等の年間計画回数が 5回以上であれば　5点 4回　0点	評価する研修内容は、各地方整備局の仕様書の記載研修と一致させ、四半期毎に発注者に報告すること。 ＊契約期間内の教育・研修のみを対象とする ＊違約金対象とする。
3．運転業務の質の向上		車両管理責任者の経験等									
	①	業務対象県内の同種業務における車両管理責任者（業務管理者）の業務経験	5	同種の業務経験あり 5	なし 0					同種の業務経験であれば　5点 なしであれば　0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	＊落札決定後の記載された車両管理責任者の変更については、同等以上の者への変更は認めるが、それ以外の変更をする場合には違約金対象とする。
	②	配置予定の車両管理責任者（業務管理者）の「安全運転管理者講習会」又は「運行管理者の一般講習」の過去３年間の受講実績又は認定運行管理士資格保有者	10	実績あり 10	実績なし 0					実績があれば　10点 実績がなければ　0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	＊落札決定後の記載された車両管理責任者の変更については、同等以上の者への変更は認めるが、それ以外の変更をする場合には違約金対象とする。
		車両管理員の経験等									
	③	配置予定の車両管理員に普通自動車、中型自動車、大型自動車の第２種免許保有者の占める割合（率）	40	50%以上 40	25%以上50%未満 25		25%未満（0%除く） 10	0% 0		・割合の考え方は「第２種免許を保有する者の数÷配置予定の車両管理員数」とする。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）について、第２種免許を保有する者を採用予定であれば免許保有者として評価する。	＊落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の割合が評価時の割合を下回った場合には違約金対象とする。
	④	配置予定の車両管理員における無事故・無違反の年数	45	10年以上 45	6年以上10年未満 35	4年以上6年未満 25	2年以上4年未満 5	2年未満 0		・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・公告日から証明書等の提出期限内の「無事故無違反証明書」の日付を基準日とする。（区分は自動車安全運転センターが発行するSDカードの区分に準ずる。） ・採用予定者（証明書等で確認できない者）については、２年以上４年未満の者であれば５点、４年以上であれば２０点を与える。 ・２年未満の者は0点とする。	＊落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする

【別紙7】

車両管理業務総合評価項目

車両管理業務委託（盛岡営繕）

	項番	評価内容	配点（R8）	評価点							採点指標	備考
	⑤	配置予定の車両管理員における業務対象県内の車両管理員としての勤務経験年数（人員輸送に限る）	20	10年以上	7年以上10年未満	3年以上7年未満	3年未満				・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）については、3年以上7年未満の者であれば5点、7年以上であれば10点を与える。 ・3年未満の者は0点とする。	業務対象都府県が複数にわたる場合は、いずれかにおける実績のみで実績ありと認めることができる。 評価対象として認める実績とは、顧客の移動のために、特定の車両を維持・管理・運行する業務に従事したものとする。 ＊落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする。
				20	10	5	0					
	⑥	配置予定の車両管理員に自動車整備士技能検定合格者の有無	10	50%以上	25%以上50%未満	25%未満（0%除く）	0%				・割合の考え方は「合格者÷配置予定管理員数」とする。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）について、自動車整備士技能検定合格者を採用予定であれば検定合格者として評価する。	＊落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の割合が評価時の割合を下回った場合には違約金対象とする。
				10	6	3	0					
	⑦	受注者として車両管理員の運転技術向上の工夫	10	工夫が2つ以上あり	工夫が1つあり	工夫なし					提案内容に具体性・実現性が認められる。 工夫が2つ以上あれば　10点 1つあれば　5点 なしであれば　0点	＊違約金対象とする。
				10	5	0						
	⑧	車両管理員が安全運転を行うための具体的な工夫（複数提案可）	5	工夫3つ以上あり	工夫が1～2つあり	工夫なし					提案内容に具体性・実現性が認められる工夫が 3つ以上あれば　5点 1，2つであれば　3点 なしであれば　0点	＊違約金対象とする。
				5	3	0						
4．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	①	女性の活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	15	プラチナえるぼし	えるぼし3段階目	えるぼし2段階目	えるぼし1段階目	行動計画	なし		・「女性の活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業）」について、「1段階目」、「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、常時雇用する労働者の数が100人以下のに限る（計画期間が満了していない）行動計画を策定している場合のみ）。 ・複数の認定等に該当する場合は、最も高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ「くるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「15点」を加点する。	
				15	12	9	6	3	0			
	②	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等		プラチナくるみん	くるみん（R7.4.1以降）	くるみん（R4.4.1～R7.3.31）	トライくるみん（R7.4.1以降）	くるみん（H29.4.1～R4.3.31）	トライくるみん（R4.4.1～R7.3.31）	くるみん（H29.3.31まで）	行動計画	なし
				15	12	9	9	9	9	6	3	0
	③	③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		あり				なし				
				12				0				
5．賃上げに関する指標	①	賃上げの実施表明に対する認定	15	事業年度または暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】		事業年度または暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】		なし				＊減点対象者が事業年度において加点対象となる場合、加点減点共に行うこととする。 ＊減点対象となる者は、財務省法規課より各府省庁の長を通じて、各契約担当官へ通知される、財務省法規課の通知発出日を起算日とし、1年間減点対象となる。 入札に参加する者は、応札時に減点対象であるかを問わず、当該期後の入札公告日において減点対象であるかどうかを基準とする。
				15		15		0				
	②	賃上げの表明により加点を受けた落札者が、表明書に記載した賃上げ基準に未到達。	0	△16							入札公告日において、減点対象の者に対して行う。	
合計			315									

技術評価点＝評価点の合計

評価値＝（技術評価点）／（入札価格）×100,000